

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

平成22年3月5日

盛岡地方振興局長 望 月 正 彦

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 株式会社マルカン
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 アルテマルカンみたけ店 盛岡市みたけ三丁目617番地2ほか
- (3) 変更しようとする事項
 - ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - イ 駐車場の収容台数
 - ウ 駐輪場の位置及び収容台数
 - エ 荷さばき施設の位置及び面積
 - オ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - カ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- (4) 変更する年月日 平成22年10月28日
- (5) 変更の理由 事業内容の変更のため

2 届出年月日 平成22年2月22日

3 縦覧場所 盛岡地方振興局企画総務部及び盛岡市役所